

家庭福祉員を募集

3歳未満の乳幼児を自宅で保育する家庭福祉員を募集しています。条件等詳しくは、お問い合わせください。（開設時期は応相談）

資格等要件 市内在住で25～62歳の保育士、教員、助産師、保健師、看護師のいずれかの資格を有し、保育の経験がある方

要項配布・応募受付 午前8時30分～午後5時（土曜・日曜・祝日を除く）に、直接、保育課（市役所第二庁舎3階）で。

問合先 保育課保育係（☎042-387-9846）

市では、省エネルギー対策をより効果的に推進するため、市職員の「ノー上着・ノーネクタイ運動」を実施します。

市職員のノー上着・ノーネクタイ運動を実施

※ 市内在住の方に限ります。
問合先 経済課消費生活係（☎042-387-9803）

この運動では、事務室等の室内温度は28度を目安に設定し、勤務中の服装は暑さをしのぎやすいノー上着・ノーネクタイとしています。市民の皆さんのご理解をお願いします。

実施期間 5月1日（日）～10月31日（月）

実施場所 市庁舎および市の施設

問合先 職員課人事研修係（☎042-387-9808）

ひとり親家庭の就業訓練を支援
ひとり親家庭の母または父を対象に、次の支援を行っています。

なお、所得制限等の条件がありますので、事前相談が必要です。

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金
就業に必要な教育訓練講座を受講する場合、受講料の一部を補助します。

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金
就職に有利な資格（国家資格）を取得するため、修業期間が一定期間以上の養成機関で修学する場合、一定期間の経済的支援をします。

問合先 子育て支援課子育て支援係（☎042-387-9806）



不用品交換 常設コーナー
資源の節約、ごみの減量のため、家庭で使用しなくなった不用品を紹介するコーナーを設置しています。

利用方法 直接、経済課（市役所第二庁舎4階）へお申し込みください。登録カードを不用品交換コーナーに掲示して紹介します（掲示は4か月間）。当事者間で直接交渉し、必ず交渉結果をご連絡ください。

対象品 家具、電気製品、一般機器、幼児用品などで破損していないもの

対象品 家具、電気製品、一般機器、幼児用品などで破損していないもの

利用方法 直接、経済課（市役所第二庁舎4階）へお申し込みください。登録カードを不用品交換コーナーに掲示して紹介します（掲示は4か月間）。当事者間で直接交渉し、必ず交渉結果をご連絡ください。

対象品 家具、電気製品、一般機器、幼児用品などで破損していないもの

児童育成手当 新規申請は5月中に

児童育成手当は、6月支給分から審査対象所得の年度が変わり、平成27年中の所得で審査します。

平成26年中の所得が所得制限限度額を超えていた方も、6月分以降は受給できる場合があります。市内在住で、平成27年中の所得が**表1**の所得制限限度額未満の保護者の方は、申請してください。

支給対象などは**表2**のとおりです。

手当は、原則、申請受付日の翌月分から支給します。6月分から受給するためには、5月31日までに申請手続きが必要です。申請方法等、詳しくはお問い合わせください。

なお、現在支給されている方は、申請する必要はありません。

問合先 子育て支援課手当助成係（☎042-387-9839）

表1 所得制限限度額

平成27年中の 税法上の扶養人数	児童育成手当 (育成手当・障害手当)
0人	368万4千円
1人	406万4千円
2人	444万4千円

以降1人増すごとに38万円を加算

※ 社会保険料控除分（一律8万円）を含む金額です。
※ 所得額＝収入から必要経費などを差し引いた額（給与所得者の場合は給与所得控除後の金額）です。
※ このほか各種控除（医療費控除、寡婦控除、障害者控除等）を所得額から差し引くことができる場合があります。

表2 支給対象等

区分	対象	手当の額(月額)	申請に必要なもの
育成手当	平成10年4月2日以降に生まれた児童を養育しているひとり親家庭などの方（父または母が重度の障がいをもつ家庭を含む）	児童1人につき13,500円	▷印鑑 ▷申請者名義の金融機関の口座番号 ▷平成28年1月2日以降に転入した方は、1月1日に住んでいた市区町村発行の平成28年度課税（所得）証明書
障害手当	20歳未満の心身に障がい（愛の手帳1～3度程度、身体障害者手帳1・2級程度、脳性まひまたは進行性筋萎（い）縮症など）がある児童を養育している方	児童1人につき25,000円	保護者と児童の戸籍謄本 愛の手帳、身体障害者手帳または指定の医師の診断書

※ 児童福祉施設などに入所している児童を除きます。

ファミリー・サポート・センター会員説明会
同センターは、依頼会員（手助けをしてほしい方）と協力会員（お手伝いをしたい方）の会員組織です。登録を希望する方のため、会則、援助活動までの流れ、仕組みを説明します。子育てを地域で支える相互援助活動に参加しませんか。とき 5月21日（土）午前10時～11時 婦人会館

対象
▽ 依頼会員 市内在住で、原則生後57日～小学生の子どもと同居している方
▽ 協力会員 援助活動に関心のある20歳以上の方（登録するには協力会員講習会への参加が必要です）
その他 保育あり（要事前申込）
申込 5月7日から、電話で同センター（☎042-320-1701）日曜日を除く午前9時～午後5時へ。

子どもの笑顔をみながら虐待かな？と思ったら（通告・相談）
連絡は匿名で行うことも可能です。連絡先や連絡内容に関する秘密は守られます。▽子ども家庭支援センター（相談窓口）
☎042-321-3146 月曜～土曜 午前9時～午後5時
▽児童相談所全国共通ダイヤル（緊急時）
☎189
※ お近くの児童相談所にながります。
☎189がつかない場合は、☎0570-064100へ。

健康ガイド

健康課（保健センター）
（貫井北町5-18-18）
健康課健康係 ☎042-321-1240

小金井市民の歯と口の健康

小金井歯科医師会では、6月の「歯と口の健康週間」に、「小金井市民の歯と口の健康」を開催します。
とき 6月5日（日）午前10時～正午、午後1時30分～3時30分（フッ素塗布、ブラッシング指導の受け付けは3時まで）
ところ 保健センター
定員 100人（多数抽選）

〈② 小金井つるかめクリニック〉
とき 7月1日～9月30日（日曜日を除く。月曜・水曜日は午前のみ実施）
ところ 小金井つるかめクリニック
定員 100人（多数抽選）

〈③ 東小金井さくらクリニック〉
とき 7月1日～9月30日の水曜・金曜日の午前
ところ 東小金井さくらクリニック
定員 50人（多数抽選）
◇共通◇
マンモグラフィおよび視診・触診の併用検査です。
対象 平成29年3月31日現在40歳以上の女性で、平成27年4月以降に受診していない方
なお、次の方は受診できません。
▽現在授乳中、妊娠中、断乳後6か月以内の方
▽乳房疾患で治療中、経過観察中または手術後の方
▽まっすぐ立つことが難しい方
▽心臓にペースメーカーを装着している方
▽豊胸手術をした方
費用 2千円（受診時に納入）
※ 生活保護世帯の方は、減免制度がありますので、生活保護受給証明書を持参してください。

その他 受診時に、健康保険証を持参してください。▽

乳がん検診
〈① 桜町病院〉
とき 7月1日～9月30日

口がん検診（要予約）
□の中にもがんはできません。年間7千人以上の方が罹患しています。一度受診した方も、この機会に年に1回は受けましょう。

対象 市内在住の方
定員 150人（申込順）
申込 5月2日から、電話で健康課へ。

東京都・母と子の健康相談室
受付時間 平日 午後5時～10時
休日（土曜・日曜・祝日） 午前9時～午後5時
☎80001111
☎03-5285-1889

24時間テレホンサービス
東京都消防庁救急相談センター
☎7119
東京都保健医療センター
☎042-521-2323
医療機関案内
☎03-5272-10303
聴覚障害者向け専用FAX
☎03-5285-18080

小児救急（365日24時間）
▽武蔵野赤十字病院
☎042-221-3211
▽武蔵野市境南町
☎042-221-3111